

宮崎市屋外広告物条例第 13 条第 1 項の
許可の基準の特例に関する規則

宮崎市屋外広告物条例第13条第1項の許可の基準の特例に関する規則

[平成22年 3月30日規則第 61号]

改正 平成26年12月26日規則第113号

令和 2年 3月31日規則第 48号

令和 3年 6月30日規則第 59号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市屋外広告物条例（平成9年条例第71号。以下「条例」という。）第13条第1項の許可の基準の特例について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる広告物等の表示又は設置)

第2条 この規則の対象となる広告物等の表示又は設置は、令和2年3月31日において現に宮崎市屋外広告物条例第13条第1項の許可の基準の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和2年規則第48号）による改正前のこの規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の許可の基準に基づく許可を受けて行われている広告物等の表示又は設置のうち、宮崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第65号。以下「施行規則」という。）第17条に規定する許可の基準に適合していないものとする。

(許可の基準の特例)

第3条 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間におけるこの規則の対象となる広告物等の表示又は設置の許可の基準は、施行規則第17条の規定にかかわらず、構造上安全であり、公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであることとする。

(許可の申請)

第4条 前条の許可の基準に基づき、条例第5条、第10条、第11条又は第14条第3項の規定により許可を受けようとする者は、施行規則第2条又は第19条第1項に定める書類に加え、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 施行規則第19条第1項第2号の屋外広告物安全点検報告書
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けなければならない広告物等にあつては、同法第6条第1項の確認済証又は同法第7条第5項の検査済証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(許可の期間)

第5条 第3条の許可の基準に基づき許可を受けた広告物等の表示又は設置の許可の期間は、施行規則第18条の規定にかかわらず、1年以内とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日規則第113号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にされている改正前の規則第4条の規定による許可の申請は、この規則による改正後の宮崎市屋外広告物条例第13条第1項の許可の基準の特例に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定によりされた許可の申請とみなす。この場合において、改正後の規則第2条第1項の規定の適用については、同項中「平成27

年3月31日において現に宮崎市屋外広告物条例第13条第1項の許可の基準の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成26年規則第113号）による改正前のこの規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の許可の基準に基づく許可を受けて」とあるのは、「平成22年3月31日において現に本市の区域内で」とする。

- 3 前項の規定により、この規則の施行の日以後に許可を受けて行われる広告物等の表示又は設置については、これを平成27年3月31日に許可を受けたものとみなして、改正後の規則の規定を適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にされている改正前の規則第4条の規定による許可の申請は、この規則による改正後の宮崎市屋外広告物条例第13条第1項の許可の基準の特例に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定によりされた許可の申請とみなす。この場合において、改正後の規則第2条の規定の適用については、同条中「令和2年3月31日」とあるのは「平成27年3月31日」と、「令和2年規則第48号」とあるのは「平成26年規則第113号」とする。

- 3 前項の規定により、この規則の施行の日以後に許可を受けて行われる広告物等の表示又は設置については、これを令和2年3月31日に許可を受けたものとみなして、改正後の規則の規定を適用する。

附 則（令和3年6月30日規則第59号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第21条の次に2条を加える改正規定、第24条及び第25条の改正規定並びに次項の規定 令和3年7月1日

(2) 第19条の改正規定、様式第6号の改正規定及び附則第5項の規定 令和3年10月1日

屋外広告物特例許可申出書

年 月 日

宮崎市長 殿

(郵便番号 ー)
住所
申請者 氏名
電話

(郵便番号 ー)
住所
表示
(設置)
依頼者 氏名
電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在、名称)
(電話番号及び郵便番号並びに代表者の氏名)

私が設置又は表示している下記の屋外広告物は、宮崎市屋外広告物条例施行規則に定める許可の基準に適合しておりませんので、宮崎市屋外広告物条例第13条第1項の許可の基準の特例に関する規則に基づき、次のとおり申し出ます。

なお、下記のとおり、許可の基準に適合するよう屋外広告物の変更、改造又は除却を行いますので、それまでの間許可をしていただきますようお願いいたします。

記

許可番号	第 号
表示内容	他
設置場所	宮崎市
是正方針	(1) 年 月頃までに (改造・模様替え・撤去) (2) 次回改修時に基準に適合するよう (改造・模様替え・撤去)

備考 次の書類を添付して提出すること。

- ・屋外広告物自己点検報告書
- ・建築基準法の確認済証又は検査済証の写し (建築確認が必要な広告物のみ)